

日本律令の刑罰と中国思想

市川本太郎

目次

- 一 序 説
- 二 裁 判
- 1 裁判官
- 2 裁判の公正——五聽

三 刑 罰

- 1 刑罰の種類——五罪
- 2 犯罪の種類——八虐
- 3 減刑・贖罪
- 4 親屬容認と干名犯義
- 5 刑罰の執行

四 結 語

一 序 説

るべきは採り、捨べきは捨てて、日本独自の律令としたのである。そこで日本律令が、中国の制度・思想を如何なる程度に採用しているかという点を知ることは興味ある点である。今回はその律令中の刑罰に関する点に限って、中国思想の影響を知ろうとするのが本小論の目的とするところである。

両国の律令文献の現存状態を見るに、大体において、日本律令は律が大部分失われ、令が大部分が存しており、中国の唐律令は、反対に律は完全に存し、令は殆んど失われている。日本律令では、大宝律令に既に注が書かれ、養老律令に至つて疏が加えられた。然るにその中で律疏は律と共に、応仁乱に佚失し、慶長十九年金沢文庫本として名例・賊盜の二律が現われ、江戸幕府の初めに、紅葉山文庫に収蔵された。その後に職制・衛禁(不完)の二律が世に出たので、文化年間に塙保己一が、以上の律疏残巻四篇を、群書類従律令部に収録した。その後文政年間尾張の人、石原正明が古書に引用せる律の逸文を蒐集し、律逸八巻を編した。以上の律が現在国史大系の律に収録されている。日本はこれによって或る程度補充された。

唐の律令に於ては、令は存在せず。律は長孫無忌等によつて疏が勅

撰せられ、今日唐律疏議として存在し、律はそれに依つて完全に残つてゐる。唐の令は全く亡佚したので、仁井田陞氏によつて、諸書より蒐集され「唐令拾遺」として、昭和八年三月出版された。本書は唐令七百五十五条が復旧され、當時学士院賞を受けた名著である。唐六典によれば、唐令は千五百余条存したあるから、未だ半数にも達していない。

以上のように両国の律令が欠損しているので完全なる参照は不可能であるが、存在部分を通じて或る程度知ることができる。それより更に逆究して儒教の經典に至り、その原典を究めることを目的とする。

二 裁 判

1 裁 判 事 務

律令制度において司法裁判の事務を行うのは刑部省であるが、地方には今日の如き裁判所は存在せず、行政事務と共に併せて裁判事務をも國守・郡領が掌り、輕罪は断獄をも行うた。

凡犯レ罪笞罪郡決レ之。杖罪以上、郡断定送レ國。(獄)

凡犯レ罪皆於ニ事發処、官司推断。在京諸司人、京及諸国人、在京諸司事發者、犯ニ徒以上、送ニ刑部省。杖罪以下當司決。(獄)

杖罪以下の輕罪は地方長官において裁決するが、杖罪以上は刑部省に書類を送達する制である。このように律令制度においては刑事問題は訴訟をせずに直ちに断獄せられ、今日の如き検事の行う検察制度はなかつたらしい。然し民事においては告訴に基づいて断獄したようであ

る。

凡訴訟起三十月一日、至三月三十日、檢校。以外不合、若交相侵奪者、不レ在此例。(令)

この条文は訴訟の時期を示しているが、これより見ても民事は直ちに告訴するのではなく、十月一日から翌年三月三十日までに告訴し、それ以外の日には行わないということを示している。この点から民事には今日と同様に訴訟の存在が認められるのである。

唐大典にはこれに相当する条文は見られないが、宋刑統には類似の文がある。

〔宋刑統戸婚律卷十三〕 淮ニ雜令、田宅婚姻債負、起三十月一日、至三月三十日、檢校。此者以外不レ合。若先有ニ文案、交相侵奪者、不レ在此例。(唐令拾遺)

この文は田宅・婚姻・債負を挙げてゐるから民事であることは明かで、その告訴時期は日本令と同一である。恐らく唐令にもこれに類似した条文が存在し、日本令の基になつたものであろう。

2 裁判の公正—五聽

罪人の裁判は最も公正にして、その犯罪を明かにしその罪に適當する刑を加えねばならぬので、最も慎重を要する。而して犯罪の実状を知ることは最も困難なことである。故に律令においては五聽を以て獄訟の根拠としている。獄令に

察レ獄之官、先備ニ五聽。(獄)

とあって、五聽とは辭聴・色聴・氣聴・耳聴・目聴で、令義解は次の

如く説明している。

謂五聴者、一曰辞聴、觀其出言、不直則煩。二曰色聴、觀其顏色、不直則叔然。三曰氣聴、觀其氣息、不直則喘。四曰耳聴、觀其聴聆、不直則惑。五曰目聴、觀其眸子、不直則眊然也。(獄令義解)

言語・顔色・呼吸・聴覚・眸子の五点の状態を詳細に観察して、それによつて善惡真偽の判断の標準としたことは、誠に当を得たものである。眸子を見ることは既に孟子の唱えた所である。

孟子曰、存乎人者、莫良於眸子。不能掩其惡。胸中正則眸子瞭焉。智中不正、則眸子眊焉。聽其言也觀其眸子、入焉度哉。(孟子離婁上)

眸子が善惡を知る一標準であることを示し、一面の真理を道破せるものというべきである。唐六典にも五聴の語が見えてゐる。

〔唐六典卷六刑部郎中員外郎條〕 凡察獄之官、先備五聴。(注) 一
曰辭聴。二曰色聴。三曰氣聴、四曰耳聴、五曰目聴。

又唐六典には大理卿之職にも五聴三慮の語が見る。

〔唐六典卷 大理卿之職〕 掌邦國折獄評判之事、以五聴察其情。一曰氣聴、二曰色聴、三曰視聴、四曰声聴。五曰詞聴。以三慮盡其理。一曰明慎以讞疑獄。二曰哀矜以雪冤獄。三曰公平以鞠庶獄。

六典中には先の五聴と後の五聴と二種存し、文字において順序において相違している。先の五種はその注文によつて日本律令の義解の五聴と全く一致している。先の五聴は注文によつてその名称が明かになつてゐるが故に永徽令によつて注し、後の五聴はその目名称が条文なる

が故に開元令を採用したものであろう。永徽令にも五聴の存在したことは、唐断獄律疏議の「依獄官令、察獄之官、先備五聴」によつて明かである。又北魏の獄官令にも魏書刑罰志に「譙案獄官令、諸察獄先備五聴之理。」とあることによつて知られる。恐らく日本令の五聴は永徽令の五聴を採用したものと思われる。従つて日本令には三慮は採用していない。

中国律令の五聴は何れに基づいたか。周礼秋官に五声なるものがある。

以五声聴獄訟。求民情。一曰辭聴。二曰色聴。三曰氣聴。四曰耳聴。五曰目聴。(周禮小司寇之職)

鄭玄はこの文に注しているが、令義解の文と殆んど同じであるから、義解の文は鄭注によつたものであろう。この五聴は日本律令に存する五聴と全く同一である点より見て、律令の五聴と称するものは周礼の五声と称するものを採用したことが明かである。

また書經には五聴五声に類するものとして、洪範九疇の第二に五事がある。

五事。一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思。貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿、恭作肅、從作乂、明作哲、聽作謀、睿作聖。(洪範)

この五事は人君たる者の容貌・言語・目・耳・心が如何にあるべきかを説いたもので、この五者において能く事に當り、理を尽せば則ち身修まり道立ち、天下の法となることを示したものである。この五事を

罪人の容貌・言語・眼・耳・心に適用して、犯人の真偽を察するに適用したものが五聽といふべきである。また論語には孔子が顔回に教えた語に、これに類した語がある。

顏淵問仁、子曰、克己復礼為仁。一日克己復礼、天下歸仁焉。

為仁由己、而由人乎哉。顏淵曰、請問其目。子曰、非礼勿視。

非礼勿聽、非礼勿言、非礼勿動。(論語)

礼に非ざれば視・聴・言・動を用いてはならぬと教えている。この視聴言動は人間行動の中心的のものであつて、人物評価の標準ともなる。従つて洪範の五事が孔子の思想に影響し、これが周禮に及び、更に律令にまで影響して条文になるに至つたのであろう。

以上の如く公正なる裁判を行うためには、古来から伝えられた五聽の方法を以て、犯人の真偽を調査したものである。更に裁判を公正なるものにするために、裁判官と被告との関係に、親族関係または師弟関係が存する場合は、判事は交替することが許されている。

凡鞠獄官司、与被鞫人、有五等内親、及三等以上婚姻之家、並受業師、及有讐嫌者、皆聽換推、經為帳内資人、於本主亦同。(獄令)

さらに讐嫌の存在する場合も同様である。何れにせよ特殊の関係があれば、裁判官は公平を維持しようとしても困難であることは、人情の自然である。唐の制度にもこれに類するものが存した。

〔唐六典卷六刑部郎中員外郎條〕 凡鞠獄官司、有親屬仇嫌、皆聽更之。(注 親五服内親、及大功已上婚姻之家、並授業經師、為

本都督刺史県令及府佐、於府主、皆同換推。)

条文が余り簡単で判然としないが、注の文によつて、親属の範囲が定められ、日本令に近い内容となつてゐる。

三 刑 罰

1 刑罰の種類

刑罰に関する事項はすべて律の中に規定されている。律の巻頭に刑罰の種類として五罪を挙げてある。五罪とは笞罪・杖罪・徒罪・流罪・死罪であつて、各二等乃至五等の段階がある。

1 答罪五

笞廿臘銅二斤

笞卅臘銅三斤

笞五十臘銅五斤

笞罪は五等に分け、笞十の差を以て一段とし、贖罪となる場合は銅一斤の差となつてゐる。笞と何か。笞の意氣を唐律疏義は次のように説明している。

〔唐名例律疏〕 答擊也。又訓為恥。言人有小愆、法須懲誠。故加捶撻、以恥之。漢時笞則用竹、今時則用楚。(唐律疏義)

楚は荆であり、荆はニンジンボクと称する木の一種で、漢代には竹を以て、唐代は荆を以て、打撃してこれを恥づかしめたのが笞罪の意であるとしている。

2 杖罪五

杖六十臘銅六斤

杖七十臘銅七斤

杖八十九臘銅八斤

杖百臘銅十斤

杖罪は打撃の数が多くなり十の差を以て五等に分け、贖罪の額は数に相応して多くなり、銅一斤を以てその差としている。唐律疏義には杖を次の如く説明している。

〔唐名例律疏議〕 説文曰、杖者持也。而可ニ以擊人者歟。家語云、舜之事父、小杖受大杖則走。國語云、薄刑用鞭朴。書云、鞭作官刑、猶今之杖刑者也。又蚩尤作五虐之刑、亦用鞭杖。源三溢觴所從來遠矣。

杖もまた鞭を以て打撃するもので、その回数が杖より多く、それだけ重い罪である。日本律令では、笞・杖を次の如く定めてある。

凡杖皆削去節目、長三尺五寸、迅レ囚及常行杖、大頭徑四分、小頭三分、笞杖大頭三分、小頭二分。(獄)

笞は笞杖と称し、杖も竹を用い、節を削去し、笞杖共に長さは同じく三尺五寸、太さが相違し、大杖は頭徑四分、小杖と大笞は同じで徑三分、小笞は二分となる。要するに笞罪と杖罪の差は笞杖の太さと、その打撃の数の相違によつて区別し、形式は同一である。

3 徒罪五

徒(一年贖銅廿斤) 徒(二年半贖銅四十斤) 徒(三年半贖銅五十斤)

徒罪も五等に分け一年より三年を期間とし、半年を以て差をつけている。贖罪の場合はその額が更に多くなり最低銅二十斤、最高六十斤となつてゐる。唐律疏議は次の如く説明している。

〔唐名例律疏議〕 徒者奴也。蓋奴辱之。周礼云、其奴男子入于罪

讞任之、以事實以國土而牧教之。

徒罪は今日の有期懲役であつて、これを奴隸として労働に服役せしめて、辱めるものであるとしている。

4 流罪三

近流贖銅一百斤 中流贖銅一百廿斤 遠流贖銅百四十斤

流罪は近・中・遠の三種の段階があつて愈々重罪となつて、贖罪の場

合にも銅の額が多くなり、近流でも百斤、以下廿斤の差となつてゐる。三種の段階は流国の距離によるもので、金玉掌中抄に次の如く示してゐる。

近流或云、三百里、越前三百一十里、安芸四百四十里。

中流或云、五百六十里、信濃五百六十里、伊予五百六十里、

遠流或云、千五百里、佐渡一千二百廿五里、伊豆七百七十里、隱岐九百一十里、安房一千一百九十里、土佐一千二百廿五里、常陸千五百七十五里。(金玉掌)

この里程は三十六町一里でなく、中国の六町一里を採用したものらしい。流罪は古来多く用いられた刑であつて通称島流し、島送りと称するものであるが、今日の刑には存在しない。中国の流罪はその距離が遙かに遠くなつてゐる。

5 死罪二

死罪は絞罪と斬罪の二種で、絞罪が軽く斬罪が重いが、贖罪の場合は両者同一で二百斤となつてゐる。金玉掌中抄は絞斬二罪について次の如く説明している。

以絞罪為輕、以斬罪為重。其故何者、絞罪待時而殺、若待時之間邂逅会恩詔者、則配徒流。故為輕。斬罪者不待時而殺。故為重也。(金玉掌)

絞罪は秋冬にかけて行うために待つ時間があるから、その間に恩赦に会えば、罪が減ぜられる特典がある。

以上五罪中笞・杖・徒の三罪は各五等、流罪は三等、死罪は一等合計一

十等となる。中には流罪と徒罪を併せた流徒或は加仮流と称するものも行われた如くであつて、律中にはかかる語が見える。又五罪の他に輕罪として、今日の罪金刑に相当する物品又は銅を納める刑も存在した。

凡傷三損於人、及誣告得レ罪、其人応三合贖者、銅入下被_レ告及傷損之家_レ。即兩人相犯俱得レ罪、及同居相犯者銅入レ官。(獄)

他人に損傷を与えた時には損害賠償をなし、互に相犯した時は官に罰金を納める制度である。

唐律では五罪を五刑と称し、笞刑・杖刑・徒刑・流刑・死刑とし各刑の段階も日本律と同様二十階であるが、流刑の距離が遠くなり、近流二千里贖罪八十斤、中流二千五百里九十斤、遠流三千里百斤となり、

銅の量が日本より少く、死刑も贖罪百廿斤となつてゐる。北斎では死刑が轍・梶首・斬・絞の四種となつていて、轍と梶首は残酷な刑であるために隋唐に於ては除かれた。

五刑の名は古くより存在し、尚書には度々出でてくる語である。

象以ニ典刑ハ、流宥ニ五刑。鞭作ニ官刑、朴作ニ教刑、金作ニ贖刑、眚災肆赦、怙終賊刑。欽哉欽哉。惟刑之恤哉。(舜典)

汝作レ士、五刑有レ服。五服三就、五流有レ宅。五宅三居。惟明克允。

(典)

天命ニ有徳、五服五章哉。天討ニ有罪、五刑五用哉。(臯陶

(臯陶)

このように五刑の語は存するが、その種目は示してない。その種目の見えるのは尚書呂刑篇である。

五刑之疑有_レ赦。……墨罰之屬千、劓罰之屬千、剕罰之屬五百、

宮罰之屬三百、大辟之罰其屬二百、五刑之屬三千(刑)。また五刑の種目は周礼秋官にも見えてゐる。

司刑掌ニ五刑之法。以麗ニ万民之罪。墨罪五百、劓罪五百、宮罪五百、荆罪五百、殺罪五百。(周礼司刑)

この両書に見える五刑の種目は順序とその数名稱順序は多少異なるが、内容に於ては殆んど同一である。何れも周代の刑名であるが隋唐の五刑とはその内容は大分異なる。古の五刑は殆んど身体を傷害する刑であるが、唐律の五刑は死刑を除いては身体を直接害するものではない。それだけ刑罰が進歩したと云うべきである。

2 犯罪の種類

律令における犯罪は八虐を以て主なるものとして、五罪と共に律文の卷頭に記載されている。八虐とは謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・不敬・不孝・不義であつて、その内容は次の如きものである。

一曰謀反 謂謀レ危ニ國家_レ。(虐條)

この説明によると國家を危くすることを謀る犯罪である。共和国家にあらざる限り、君主が主権者であるが故に、國家とは一面君主を意味している。故にその注には

謂臣下將レ國ニ逆節ハ、而有ニ無レ君之心。不ニ敢指ニ斥尊号ハ、故託云ニ國家_レ。(注反)

要するに謀反は君主を危くすることを計画する罪であつて、「謀反大逆者皆斬」(械盜)とあるが如く最も重罪で、この犯人の父子祖孫兄弟は縁坐し、家人財用田宅は没収せられる。この罪の反情を知りながら通

知らない者も縁坐する規定となつてゐる。

二曰謀大逆

謂謀レ毀ニ山陵及宮闕。(律八)
(虐条)

山陵は天皇の御陵、宮闕は皇居であつて、これらを破壊することを計画する罪である。これも亦国家に関する犯罪であるから重罪である。従つて「謀大逆絞」(律盜)とあるが如く死罪となるのみならず、犯人及同居の者の資財田宅凡てが没収せられ、同居者は流罪となる。

三曰謀叛

謂謀ニ背ニ國從ニ偽。(律八)
(虐条)

謀叛は本朝の國家に背いて外国に投ぜんとし、或は城や大地を外国や逆徒に提供する犯罪である。この罪は賊盜律に「謀叛者絞」とあって絞罪となり、また「謀反己上、道者、皆斬・子中流」(律盜)とあって、追討の将吏に反抗し謀計した者は斬罪となり、その子は流罪となる。謀叛も亦国事犯で重罪である。

四曰惡逆

謂殴及謀レ殺ニ祖父母父母、殺ニ伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母。(律八)
(虐条)

惡逆は三種となり、一は祖父母父母を殴った罪、二は祖父母父母を殺さんと計画した罪、三は伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母を殺した罪である。賊盜律に「殴ニ祖父母父母者皆斬」とある如く、祖父母父母を殴れば斬罪となり、「謀レ殺ニ祖父母父母者皆斬」とある如く、殺さんと計画しただけで、未遂罪であるが斬罪となる。第三は伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫の父母を殺す罪で、斬罪となり、未遂の場合は次の不道罪に当る。

五曰不道

謂殺ニ一家非ニ死罪三三人、支ニ解人一造ニ畜蠱毒ニ厭魅。若

殴告及謀レ殺ニ伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母皆斬
及妻。(八處)
(条)

不道罪は大別して五種となる。一は一家の中で死罪にならない三人を殺した罪、二は人を殺して死体を解体した罪、三は蠱毒を作つて畜え厭魅する罪、四是伯叔父姑兄姉外祖父を殴打し又は罪を告発し、或は殺さんと計画した罪、五は四等親以上の尊長者及び妻を殺した罪である。賊盜律に「殺ニ一家非ニ死罪三三人者皆斬」とあるは第一の罪で斬罪となり、「支ニ解人者皆斬」は第二の罪であり、「造ニ畜蠱毒者皆絞」は第三の罪で絞罪となる。これは家族を中心として更に社会にまで拡大された広範囲の犯罪である。従つて不道罪としても刑の適用には相違がある。例えば「謀レ殺ニ外祖父母夫夫之父母者皆斬」(律盜)と「謀レ殺ニ五等以上尊長者、徒三年」(律盜)とはその刑が非常な相違である。

六曰大不敬

謂殴ニ大社、及盜ニ大祀神御之物、乘輿服御物。盜ニ及偽ニ造神璽内印。合ニ和御藥、誤不レ如ニ本方。及封題誤。若

造ニ御膳、誤犯ニ食禁。御幸舟船誤不ニ牢固。指ニ斥乘輿、情理切害。反對ニ掲詔使、而無ニ人臣之礼。

大不敬の罪は多種多様であつて、これを類別すると次の八項となる。

1 大社(伊勢神宮住吉神宮等)を破壊する罪。

2 大祀の際の主上の服御乗輿を盗む罪。

3 神璽や内印を盗み又は偽造する罪。

4 御薬の処方を誤り又は封題を誤る罪。

5 御膳を作るに食禁を犯す罪。

6 御幸の舟船を堅牢に造らぬ罪。

7 乘輿を斥け情理において害毒ある罪。

8 詔使に対掲し人臣として無礼の罪。

大不敬の罪は主として天皇・皇室・神社に對して臣下の犯す罪であつて、次の如き条文が適用せられる。

凡盜_三大祀_二神御_一物_者中流。(賊盜)

凡盜_三神璽_二者絞。盜_三乘輿_二御物_一者中流。(同)

偽_ニ造神璽_ニ者斬。偽_ニ造内印_ニ者絞。(詐偽)

凡合_ニ和御藥_ニ誤、不レ和_ニ本方_ニ及封題者医徒三年。(職制)(唐律)

凡造_ニ御膳_ニ誤、犯_ニ食禁_ニ者典膳徒三年。(職制)(唐律作_ニ)

凡御幸舟船誤不_ニ牢固_ニ者、上匠徒三年。(職制)(唐律作_ニ絞)

凡指_ニ斥乘輿_ニ情理切害者斬。對_ニ掲詔使_ニ而有_レ三人之礼_ニ者絞。(服制)

七不孝 謂告_ニ言祖父母父母_ニ及祖父母父母別_レ籍異_レ財。居_ニ父母喪_ニ身自嫁娶、若作樂、釈_レ服從_レ言、聞_ニ祖父母父母喪_ニ匿不_レ舉_レ哀。詐_ニ稱祖父母父母死、姦_ニ父祖之妾。(八虐)

不孝の罪は次の六種に分けることができる。

1 祖父母父母を誣告し告発した罪。

2 祖父母父母と籍を別にし財を異にする罪。

3 父母の喪中に嫁娶したり、音楽を行い、喪服を脱いで吉服を着るなどの罪。

4 祖父母父母の喪を匿し、哀を挙げぬ罪。

5 祖父母の死を詐り称した罪。

以上は専ら祖父母父母に対する子孫としての犯す罪であつて、家庭道徳に深い関係を持ち、次の条文が適用せられる。

6 父祖父の妻妾を姦する罪。

祖父母父母在、子孫別_レ籍者、徒一年、異_レ財者徒三年。(言婚)

居_ニ父母喪_ニ而嫁娶者徒二年、離之。(言婚)

凡聞_ニ父母若夫之喪、匿不_レ舉_レ哀者、徒二年。喪制未_レ終、解_レ服從_レ吉、若忘_レ喪作_レ樂、徒一年半。(職制)

若詐_ニ稱祖父母父母死、以求_レ假、及有_レ所_ニ避者、徒一年半。(詐謗)

姦_ニ父祖妻_ニ者、徒三年、妾減_ニ一年。(雜)

八曰不義 謂殺_ニ本主本国守見受_レ業師、更卒殺_ニ本部五位以上官長_ニ及聞_ニ夫喪、匿不_レ舉_レ哀、若作_レ樂、釈_レ服從_レ吉、及改嫁。(八虐)

不義の罪は次の四種に区別される。

1 事えている主人国守、現に業を受けている師を殺す罪。

2 吏卒にして五位以上の官長を殺す罪。

3 妻妾が夫の喪を匿し哀を挙げぬ罪。

4 夫の喪中に音楽を為し、喪服を去り、吉服に改め、及び改めて他

不義の罪は帳内資人(親王及五位)・学生・吏卒・妻における犯罪で、左の条文が適用される。

凡謀_レ殺_ニ詔使若本主本国守_ニ及吏卒謀_レ殺_ニ本部五位以上官長_ニ者、徒

三年、己傷者遠流、殺者皆斬。(賊盜)

居三夫喪一改嫁走徒一年、妾減二等、各離^レ之。(戸婚)

以上八虐の内容を見るに「一謀反」より「三謀叛」に至る三罪と

「六大不敬」の四罪は皇室国家に対する犯罪である。これに対して悪

逆・不道・不孝・不義等は家族を中心として、社会人に対する犯罪で

あるが、特に親族の重視されている点は注意すべきである。日本律の

八虐は唐律の十惡に基づいていることは、その内容を比較すれば知る

ことができる。十惡はその名の如く十項となって「不睦」と「内乱」

が多くなっているが、その他は名称も内容も同様である。

八曰不睦 (注) 謂謀殺及縊麻以上親、殴告夫及大功以上尊長、小

功尊屬^一。

十曰内乱 (注) 謂姦小功以上親父祖妾及与和者。(唐律疏議)

不睦の内容は日本律では不道の中に含み、内乱の内容は日本律では不

孝の中に含んでいるから、多少の相違はあるも殆んど一致している。

隋律にも十惡の罪名が存し、隋書刑法志に次の如く見えてい

る。

又置三十惡之条、多採後齊之制、而頗有損益、一曰謀反、二曰謀大逆、

三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、

九曰不義、十曰内乱。(隋書)

この罪名は唐律の罪名と全く一致し、順序もそのままである。この点

から唐律の罪名は隋律をそのまま踏襲したことが知られ、また隋律は

後齊の制によって損益したことが知られる。後齊は北朝の北齊で、重

罪十条がある。

一曰反逆、二曰大逆、三曰叛、四曰降、五曰惡逆、六曰不道、七曰

不敬、八曰不孝、九曰不義、十曰内乱、犯此十一者、不在八議論

贖之限。(刑罰志)

隋唐律の十惡と比較すれば多少の名称と順序とを異にしているが、関係深いことが知られる。

日本律の八虐の虐の字を制度に用いたものが、尚書の呂刑に見えて

いる。

苗民弗^レ用^レ靈制以^レ刑、惟作^三五^一虐之虐^一曰法。殺戮無辜、爰始淫為^ニ劓刑^ニ獄^ニ。(尚書)

この文は呂侯と周穆公との問答において、蚩尤の五虐之刑を述べたものである。日本律の八虐の虐はこの五虐の虐を採用したものであろうか。また八虐の八を以て数えるものに周礼の「郷の八刑」がある。周

禮大司徒之職に

以^ニ鄉八刑、糾^ニ万民。一曰不孝之刑、二曰不睦之刑、三曰不婣之刑、四曰不弟之刑、五曰不任刑、六曰不恤之刑、七曰造言之刑、八曰亂民之刑。(周禮)

とある。この八刑には君主に対する大不敬罪の如きものが欠けているが、不孝・不睦・不婣・不弟の如き家庭道德に関するものが最初に挙げられ、或はその割合の多いことは注意すべきである。これに対し國家に関するものとしては造言・乱民を挙げているが、最後におかれて軽視せられている。これによつて中国古代に於ては家庭が中心をなしでおつたことが知られる。周礼の八刑は「郷の八刑」であるから家族

間の秩序維持を主とし、家族中心主義を表現したものであろう。日本律の八の数を採つて八虐としたのは、周礼の郷八刑に従つたものではあるまいか。

周礼の郷八刑の第一に不孝を挙げている点より見て、家庭道徳を尊重したことが知られる。孝は元來中国古来道徳の根元として考えられ、特に儒教に於て強調する所で、孝は百行之本である思想が横溢していた。論語には孝に関する章が多く見える。孔子の弟子有若の言に

君子務レ本、本立而生、孝悌也者、其為仁之本歟。(学)

とあるが、この文も孝を以て仁の本となしている。

子曰、父在觀其志、父没觀其行、三年無レ改ニ於父之道、可レ謂レ孝矣。(学)

子游問孝。子曰、今之孝者、是謂能養、至ニ於犬馬、皆能有レ養。不レ敬何以別乎。(政)

子曰、父母在不レ遊、遠、遊必有レ方。(里)

孟武伯問孝。子曰、父母唯其疾之憂。(政)

孝経なる書が古く中国に存し、その中に

五刑之属三千、而罪莫レ大ニ於不孝。(孝經)

とあって、不孝の罪を最も重罪としている。孝経の書は孝謙天皇の勅命によつて各戸に一本を備えしめた。

古者治レ民安レ國、必以孝理。百行之本莫レ先ニ於率。宜レ令天下家藏ニ孝經一本、精勤誦習。倍加教授。(統日本紀天平宝字元)

唐に於ても玄宗が孝経を重んじ

天宝三載十二月詔天下、家藏ニ孝經。(唐書孝宗)
とある如く、各戸に孝経を藏せしめた。不孝なる犯罪が唐律の十惡の一に加えられたのも中国古來の伝統によるもので、日本律令中の八虐の不孝もこれによるものである。

周礼の八刑の不孝の他の不睦・不姫・不弟の刑も家族親族姻族に対する犯罪であつて、十惡・八虐においては惡逆・不道の独立罪として挙げられている。尚書には堯の徳として、親族と親しくしたことを挙げている。

克明ニ俊德、以親ニ九族、九族既睦、百姓平章、百姓昭明、協ニ和万邦。

(典義)

九族と睦ぶことが万邦を協和する根本として頑えられている。九族には二説の解があつて、一は高祖より曾孫に至る直系と、他は父の族、母の族、妻の族を指すとするものとであるが、後説が妥当であろう。かく九族が親しむ事は重要であるから、これに背く罪は重罪と認め、周礼には自然郷八刑中に加えられたであろう。

次に周礼の造言・乱民の犯罪は直接国家の秩序を乱すが故に、十惡八虐においては謀反・謀大逆・謀叛として最初に採用せられたものであらう。封建時代は君主が国家であるが故に、君主に対する忠誠は重要な道徳であつた。儒教に於ては君臣の関係を尊重し三綱の一とし、易の需の象徴には天子を最高なるものとし「位ニ於天位ニ以ニ中正ニ」と述べ、天子を天位としている。孔子は「君君臣臣」(論語)と述べ君臣の関係を重んじ、孟子は五倫の一として「君臣有レ義」と称している。

中国は古来易世革命の国であるから君主を危くすることは最も恐れていた。故に謀反を以て十惡の最初においたものであろう。

日本における律令制定時代は大和朝廷が漸く確立した時代であるから、君主を尊重することは当然であった。聖德太子の憲法三条に

君則天レ之、臣則地レ之。天覆地載、四時順行、万物得レ道

(日本書紀卷二十二)

とある如く、天皇が重んぜられ、唐律の謀反罪が直ちに採用せられて、八虐の第一におかれたものであろう。

3 減刑贖罪

律令における減刑の方法は、その主なるものを六議とする。六議とは議親・議故・議賢・議能・議功・議貴の六をいう。律疏には六議を次の如く説明している。

一曰議親
(注) 謂皇親及皇帝五等以上親、及太皇太后皇太后四等以上親、皇后三等以上親。

二曰議故
(注) 謂故旧。
蒙接遇歴久者

(謂宿得侍見特)

三曰議賢
(注) 謂有三大才業。
行可為法則者

(謂賢人君子言)

四曰議能
(注) 謂有三大功勲。
謂能整三軍旅、盡三政事、行為法則者

(謂能斷一將、掌一旗、摧一師、範一倫者)

五曰議功
(注) 謂有三大勳功。
謂能斷一將、掌一旗、摧一師、範一倫者

(謂能斬一將、擊一旗、摧一師、範一倫者)

六曰議貴
(注) 謂有三位以上。
律

(謂宿得侍見特)

六議は身分・功勞・才能を基礎として議し、減刑を行うものである。

一曰議親

(注) 皇帝祖免以上親、及太皇太后、皇太后総麻以上親、

皇后小功以上親。

二曰議故
(注) 謂故方。
謂宿得侍見特

(謂宿得侍見特)

三曰議賢
(注) 謂有三大才業。
謂賢人君子言

(謂賢人君子言)

四曰議能
(注) 謂有三大功勲。
謂能整三軍旅、盡三政事、行為法則者

(謂能斬一將、擊一旗、摧一師、範一倫者)

五曰議功
(注) 謂有三大勳功。
謂能斷一將、掌一旗、摧一師、範一倫者

(謂能斬一將、擊一旗、摧一師、範一倫者)

六曰議貴
(注) 職事官三品以上、散官二品以上、及爵一品者。
依令掌者為職事官、無執掌者為散官、謂國公以上

(謂大將吏格官次、夙夜在公)

七曰議勤
(注) 謂有三大勤勞。
謂大將吏格官次、夙夜在公

(謂大將吏格官次、夙夜在公)

八曰議賓
(注) 謂承先代之後為國賓者。

(謂承先代之後為國賓者)

唐律の八議は議勤・議賓の二議を多くしている。議勤は大勤労あるものと注しているので、議功と殆んど同様であつて、疏の文において見るに、日本律では議功の中に議勤を含ましめてある。議賓は先代の國の後を承ける國賓である故、万世一系の日本では必要ないので除いたことは明かである。

八議の思想は唐が創作したものではなく、隋より南北朝北朝の各国の時代より、晋・魏にまで遡ることができる。それが更に周礼にまで至るのである。周礼には「八辟」の名を以て八議と同様な語を用いている。秋官小司寇の職に、
以八辟麗邦礼。附刑罰。一曰議親之辟、二曰議故之辟、三曰議賢之辟、四曰議能之辟、五曰議功之辟、六曰議貴之辟、七曰議勤之辟、八曰議賓之辟。

とある。文字において配列順序において唐律八議と全く同一で、各項に「之辟」が附加されているのが異なるのみである。賈公彥の疏によれば、

「親」とは王の五属及外親、「故」とは王の旧知同学、「賢」とは徳行者、

「能」とは道芸ある者、「功」とは功勞者、「貴」とは丈夫以上、「勤」とは大勤労者、「賓」とは前朝の王の子孫で国賓である者として、その内容は八議と同一である。周礼の大宰之職には八辟に類似の八統がある。

以三八統詔レ王馭三万民。一曰親親、二曰敬故、三曰進賢、四曰使能、五曰保庸、六曰尊貴、七曰達吏、八曰礼賓。」(周礼大宰之職)

八辟と異なる点は五の功が庸となり、七の勤が吏になつてゐるが、内容は殆んど等しいものであろう。八統は直接万民を馭する為めに用いる政治的・根本的・積極的なものに對して八辟は刑罰に適用する消極的なもので、両者は國家統治の表裏をなすものであろう。従つて八辟の根本は八統であつたであろう。尊者を敬い、賢者を貴ぶは儒教本来の精神であつて、礼記の「刑は大丈夫に及ばず」の意が刑律にまで影響し、伝統的に伝わり、遂に日本律に達し六議として採用されたものであろう。

六議に該当する者が犯罪者となつた時は、奏議によつて次の如く減刑される。

凡六議者、犯三死罪、皆条所レ坐、及応議之状、先奏請議。議定奏裁、

流罪以下、減三一等、其犯三八虐者、不レ用三此律。(名例)

〔唐名例律〕諸人議者、犯三死罪、此条所レ坐及応レ議之状、先奏請議、議定奏裁。流罪以下、減三一等、其犯三十惡者、不レ用三此律。(唐律疏議卷二)

日本律は唐律をそのまま採用したと見え、全く同一である。八虐・十惡の大罪を除いて凡ての犯罪は六議八議に依つて、流罪以下は一等を

減ぜられるのである。故にこの律文を議章といふ。

減刑の方法には六議のほかに請章と減章の条文がある。「請」とは上請によるもの、「減」とは上請し得る者の近親者の減刑である。

凡応レ議者、祖父母父母、伯叔父姑、兄弟姉妹、妻子姪孫、若五位及勲四等以上、犯三死罪者上請、流罪以下減三一等、其犯三八虐、殺人監三守、姦他妻妾、盜、略人、受レ財枉レ法者、不レ用三此律。(名例)

六議に該当する者、近親者、五位及勲四等以上の者は、上請によつて減刑を願い出ることができる。これが請章である。唐律にもこれと大同小異の条文が見える。

〔唐名例律〕諸皇太子妃、大功以上親、応議者期以上親、及孫、若官爵、五品以上、犯三死罪者、上請。流罪以下、減三一等。其犯三十惡、反逆、縁坐、殺人、監守内姦、盜、略人、受レ財枉レ法者、不レ用三此律。(名例律疏議)

一律大体似ているが、唐律は上請除外の範囲が広く、それだけ烈しくなつてゐる。

凡七位勲六等以上、及官位勲位、得レ請者之祖父母父母、妻、子孫、犯三流罪以下、從三減一等之例。(名例)

これは有位有勲者及び得請者の近親者の減刑を規定した条文で、これを減章といふ。唐律は殆んど日本律と同一である。六議に該当する者は請章減章と延長すれば、三重の恩典に浴することとなる。

以上は減刑について見て來たが、犯罪の種類に依つては金錢物品を以て、刑を贖うことができる。これが贖罪である。贖罪の額は五罪の

所に併記してある如く、罪の輕重に依つて異なる。贖罪となるものとならぬものとの区別は次の如くである。

凡應_ニ議請減_ニ及八位勲十二等以上、若官位勲位得_レ減者之父母。妻

子、犯_ニ流罪以下、聽_レ贖。若應_ニ以_レ官當_ニ者、自從_ニ官當法_ニ。其加役流、反逆縁坐流。子犯_ニ過失_ニ流。不孝流。及会赦猶流者、各不得_レ減贖。除名配流如_レ法。其於二等以上尊長、及外祖父母父母、夫、夫之父母、犯_ニ過失殺傷_ニ応_レ徒。若故殴_レ人至_ニ廢疾_ニ応_レ流。男夫犯_レ盜、及妻妾犯_レ姦者、亦不得_レ減贖。(名例)

〔唐名例律〕 諸應_ニ議請減_ニ及九品以上之官、若官品得_レ減者之祖父

母父母、妻子孫、犯_ニ流罪以下、聽_レ贖。若應_ニ以_レ官當_ニ者、自從_ニ官當法_ニ。其加役流、反逆縁坐流、子孫犯_ニ過失_ニ流。不孝流、及会赦猶流者、各不得_レ減贖。除名配流如_レ法。其於_レ期次長、尊長及外祖父母、夫、夫之祖父母、犯_ニ過失殺傷_ニ応_レ徒。若故殴_レ人至_ニ廢疾_ニ応_レ流。男夫犯_レ盜、及婦人犯_レ姦者、亦不得_レ減贖。(唐律疏)

日唐兩律大体において同一であるが、特に注意すべきは官位勲等ある貴族の取扱である。五位及勲四等以上の貴族が死罪を犯すも上請する

ことができ、七位勲等以上の者が流罪以下を犯すも一等を減刑し、八位勲十二等以上の者が流罪以下を犯すも贖罪が許される。

婦人も官位があれば、罪を犯しても減刑贖罪の恩典のあることが次の条文に見える。

凡婦人有_ニ官位_ニ、犯_レ罪者、各依_ニ其位_ニ、從_ニ議請減贖當免之律_ニ。(名例)

凡五位以上妻、犯非_ニ八虐_ニ者、流罪以下聽_ニ以_レ贖論_ニ。(名例)

又令の中にも次の条文がある。

凡決_ニ大辟罪_ニ、皆於_レ市、五位以上及皇親、犯非_ニ惡虐以上、聽_レ自_ニ盡於家_ニ。(令)

七位以上及婦人犯非_ニ斬者、絞_ニ於隱處_ニ。(獄)

大辟の重罪は一般は市場で死刑が執行されるが、五位以上の貴族と皇族とは、悪逆でなければ自宅で自尽することが許され、又七位以上の貴族と婦人は絞罪なれば隠所に於て行うことが許される。唐令は散逸して見ることができないが、これと同文があつたと思われる。唐六典に類似した条文が見られる。

凡決_ニ大辟罪_ニ、皆於_レ市。五品以上、犯非_ニ惡虐以上、聽_レ自_ニ盡於家_ニ。

七品以上及皇族若婦人、犯非_ニ斬者、皆絞_ニ於隱處_ニ。(獄文典)

この文は日本令文と文字の相違はあるも内容は殆んど等しい。以上の如く貴族に特典を与えることは、古来より中国に存した思想である。礼記には次のような文がある。

公族其有_ニ死罪_ニ、贖_ニ于_ニ甸人_ニ、其刑罰則織剣_ニ。亦告_ニ甸人_ニ、公族無_ニ宮刑_ニ。(王世子)

公族之罪、雖_ニ親不_ニ以犯_ニ有司_ニ、正術也。所以体_ニ百姓_ニ也。刑_ニ于_ニ恩者、不_ニ与_ニ国人_ニ慮_ニ兄弟_ニ也。(王世子)

かかる貴族尊重の思想は礼刑に影響し、「礼不_ニ下_ニ庶民_ニ、刑不_ニ上_ニ大夫_ニ」(曲礼)とある如く、礼は庶民に下らず、刑は大夫に上らざることを通例の如く考えられた。

以上のほかに減刑贖罪は老幼者にも適用せられ、その程度は年齢に

よつて異なる。

凡年七十以上、十六以下及廢疾、犯_二流罪以下_一收贖。八十以上、十
歲以下及篤疾、犯_二反逆殺人_一死者、上請。盜及傷_レ人亦收_レ贖。余
皆勿論。九十以上、七歲以下、雖有死罪、不_レ加_レ刑。即有人教令、

坐_三其教令_一者、若有_レ贓_レ備、受_レ贓_レ之。(律例)

年齢が高くなるか、若くなるかに従つて贖罪の範囲は拡大し、九十歳
以上と七歳以下は、死罪を犯しても、刑を受けない。唐律にも

〔唐名例律〕九十歳以上七歳以下雖_二死罪_一不_レ加_レ刑。

とあって日本律と同文である。八十歳以上の老人十歳以下の児童には、
反逆罪と殺人罪以外には、刑事責任負わせず、唐律も同様である。更
に七十歳以上の老人十六歳以下の少年は、流罪以下の罪は贖罪が許さ
れ、実刑免除となる。唐律では十五歳以下とし、十六歳からは大人と
同様に扱われている。老人がこのように刑事上優遇されたのは、單に
老人が心身の耗弱者であるということだけではなく、敬老の思想から
も影響したであろう。また幼者に特典を与えたのは、未だ心身共に未
成熟であるばかりでなく、慈愛すべきものであるとする思想に依るもの
とも思われる。敬老思想と慈愛思想は儒教の重んずるところであつ
て、これが律令にまで影響したものであろう。現行法に於ては、老人
に対し何等の特典なく、年少者には刑を課さないこととなつてゐる。

壯年の頃に犯した罪が老疾になつてから発覚した場合は、老人の条
件で論じ、又幼少の時に犯した罪が、壯年時代に発覚した場合は、幼
少の例によつて裁定される条文がある。

凡犯_レ罪時、雖_レ未_ニ老疾_一而事発時、老疾者依_ニ老疾_一論。若在_ニ徒

限内、老疾亦如_レ之。犯_レ罪時幼少、事発時長大、依_ニ幼少_一論。(律例)
これも一の老幼の人に対する特典であるが、現刑法に於ては、時効に
かかった刑と見るべきである。

4 親屬容認と干名犯義

日本律中には親屬の者が犯罪を互に隠し合うことが一の道徳として
規程せられ、若しこれを犯せば却つて罪人となるという条文がある。
前者を容認と称し、後者を干名犯義といふ。日本律は大部分失われて
いるが、「政事要略」卷八十四に引かれている名例律の逸文に次の条文
がある。

同居若_ニ三等以上親、及外祖父母子孫之婦、夫之兄弟及兄弟妻、有罪
容認。(逸文)
(名例律)

律令の三等親以上とは父母祖父母曾祖父母子孫曾孫兄弟兄弟の子、伯
叔父であつて、これに外祖父子孫の婦・夫の兄弟及び兄弟の妻を含む
広範囲である。この大親族間における犯罪は容認となる。唐律の容認
も大体日本律と一致している。容認の認められる犯罪は凡てではなく
次の犯罪の除かれたものである。

謀反・謀大逆・謀叛・繼母嫡母が父を殺す罪・養父母が実父母を殺
す罪、二等親以下五等親が財物の侵奪或は殴打する罪。

右以外の犯罪において、以上の親族の犯罪を告発すれば、その親等に
応じて刑罰が加えられる。その例を挙げると次の如きものがある。

告_ニ祖父母父母_一者絞。(律逸)

祖父母の犯罪を告発すれば絞罪（死罪）となる。唐律にもこれと同文がある。唐律疏議はこれを説明して次のように述べている。

父為_ニ子天_ニ、有_レ隱無_レ犯。如有_ニ遺失_ニ、理須_ニ諫諍_ニ、起_レ敬起_レ孝、無_レ令_レ陷_レ罪。若有_ニ忘_レ情棄_レ礼、而告_ニ者絞。（唐律疏議）

父は子の天であるから、若し過失があったならば、子は父を諫諍して孝養を尽し、罪に陥らしめないようにするのが孝であるとする。然るにこれを告発する者は不孝と云うべきものであるから、八虐の罪となるので絞罪に処せられる。この容認の思想は經書に多く見え、礼記には「事_レ親有_レ隱而無_レ犯」（檀弓上）と記されている。又孟子の書にも弟子の桃應との問答に於て次の如く述べている。

桃應問曰、舜為_ニ天子。臯陶為_レ士。瞽瞍殺_レ人、則如_レ之何。孟子曰、執_レ之而已矣。然則舜不_レ禁与。曰夫舜惡得而禁_レ之、夫有_レ所_レ受也。然則舜如_レ之何。曰舜視_レ棄_ニ天下_ニ猶_レ棄_ニ敝蹠也。竊負而逃、遵_ニ海浜_ニ而處、終身訴然、樂而忘_ニ天下。（孟子卷二）

この問答は舜の父瞽瞍が人を殺したと仮定しての問答である。若し舜の父が人を殺した際は、舜は天子の位を棄てても父を護り、父を負うて海浜にまで逃れるとするのが孟子の意見である。又論語には孔子の意見が見える。

葉公語_ニ孔子_一曰、吾党有_ニ直躬者、其父攘_レ羊、子証_レ之。孔子曰、吾党之直者異_ニ於是。父為_レ子隱、子為_レ父隱、直在_ニ其中_ニ矣。（論語子路）

この文に見える孔子の言は父子の間における容認である。邢昺はこの文を次の如く説明している。

今律大功以上、得_ニ相容認。告_ニ之父祖二者、入_ニ十惡_ニ則典礼亦爾。（論疏）

ここに孔子の容認と律中の容認との関係を明かにしてある。今日の法律では容認は罪悪視され親屬間の親情を無視せんとする傾向がある。然るに朱子は、

父子相隱、天理人情之至也。故不_レ求_レ為_レ直、而直在_ニ其中_ニ。（論語）と述べ父子相隱すは天理人情の至りであるとしている。

5 刑罰の執行

笞罪や杖罪の輕罪は簡単に執行せられるが、死刑は一命を失う所の生命刑なるが故に、慎重に取扱わねばならぬ。故に曰く

凡決_ニ大辟罪、在京者、行決之司、三覆奏。決前一日、一覆奏。決日再覆奏。在外者符下、曰三覆奏、初日一覆奏、後日再覆奏。（獄令義解）と。令義解はこれを次の如く解説している。

謂依_レ律奏報應_ニ決者、聽_ニ三日乃行_レ刑。是三覆奏、說更經_ニ三日_ニ乃聽_レ行_レ刑。（解義）

これによれば大辟の重罪と雖も三回の覆奏が許されて、慎重が期せられている。

刑の執行は一年中絶えず行われるのではなく、秋から冬にかけて行われ、殊に死刑は立春より秋分までは奏することさえ許されない。況

従_ニ立秋_ニ至_ニ秋分_ニ不得_レ奏ニ決死刑。若犯_ニ惡逆以上_ニ及家人奴婢殺_レ生者、不_レ拘_ニ此令。其大祀及齊日朔望晦上下弦二十四氣仮日並

不得奏三決死刑。(獄)

秋分以後においても大祀の日・斎日・朔望・晦の日・上下弦の日は死の奏決は許されず、禁止されていた。

〔旧唐書卷五十刑法志〕太宗又制、在京見禁囚、刑部毎月一奏。

從立春至秋分、不得奏決。其大祭祀及致斎朔望、上下弦二十四

氣、雨未晴、断屠日月及仮日、並不^レ得奏決死刑。(唐令拾遺)

この文の内容は日本律令と類似したものであるが、恐らく唐令の中に同様の文が存在したことと思われる。唐六典・通典にも、これと同意義の文が見えている。更に唐律においては以上の期間を犯せば、却つて刑に処せられる条文がある。

〔唐断獄律〕諸立春以後、秋分以前、決死刑、徒一年、其所犯不^レ待時。若於断屠日及禁殺日而決者、各杖六十、待^レ時而違者、加二等。(唐律疏)

日本律令には、この条文に該当するものは見当らないが、唐においてはその時期を如何に尊重したかを察することができる。中国に於ては

古來刑の執行は、秋より冬にかけて行うべきであつて、春から秋までの間に行うべきでないことが諸書に見えている。礼記に

是月(仲春之月)也、安葬芽養幼少、存^ニ諸孤。択元日一命^ニ民社、

命^ニ有司、省^ニ固圉、去^ニ桎梏、母^ニ肆掠止^ニ獄訟。(月令)

仲春二月は物の発生する季節であるから、輕罪者は出獄せしめ、罪人の桎梏を去り、訴訟は行われないとしている。

是月(孟夏之月)也、聚^ニ畜百藥、靡^ニ草花、麦秋至。断^ニ薄刑一決^ニ小罪

出輕繫。(礼記)

孟夏四月は植物生長の季節であり、百薬を聚め、麦秋の季節であるから、輕罪・小罪を断決し、輕罪囚を放出するとしてある。

是月(孟秋之月)也、命^ニ有司^ニ脩^ニ法制、繕^ニ囹圄、具^ニ桎梏、禁^ニ止姦。慎^ニ罪邪、務^ニ捕執、命^ニ理贍傷、察^ニ創視^ニ折、審^ニ斷決獄訟、必端平、戮^ニ有罪、嚴^ニ斷刑、天地始肅、不^レ可^ニ以贏。(月令)

孟秋七月に至つて、いよいよ刑執行の時期が近づいたので、その準備として、断訟を公平にし、刑具や獄舎等を修理して、いよいよ刑の執行にかかる用意をする。

是月(仲秋之月)……乃命^ニ有司、申嚴^ニ百刑、斬殺必當、母^ニ或^ニ枉撓。枉撓不^レ當、反受^ニ其殃。(月令)

仲秋の八月はいよいよ刑の執行季節として、役人に命じて、申ねて百刑を嚴肅に行い、斬罪は必ず執行し、決して法を枉げてはならぬとしている。

是月(季秋之月)也、……乃趣^ニ獄刑、母^ニ留^ニ有罪。收^ニ錄秩之不當、供養不^レ宜。(月令)

季秋九月は刑の執行の最後の締めくくりとして、有罪は一人も残すことなく処刑し、これと共に秩禄の不当者と、行為の宜しくない者を是正すると記している。以上が礼記月令篇に見える刑罰記事の抜き書きである。このように古代に於ては刑執行の時期が定められており、これが律令に影響したものであろう。

死刑を執行するに際しては囚人は枷を着け、嚴重な警戒をして戒所

に伴う。その人員は

決三大辟罪、皆防援著枷、至三刑所。囚四人、防援二十人、一囚加五人。(獄)

とある。囚人一人に対して五人が警戒に当る。囚人の親族故旧は死刑執行の時、訣別のために面会することができる。この死刑執行の日は雅楽寮に於ても音楽を停止して、死者に対する哀悼の意を表わすことが規定されている。

其京国決レ囚日、雅樂寮停ニ音樂。(獄)

死刑執行の場所は普通は市場に於て行うが、五位以上の貴族と皇族の悪虐以下の死刑は、その自宅に於て自尽せしめ、七位以上の貴族と婦人は他人の居らない隠所に於て行う。死刑を市場に於て行うことは中國古代より行われるものと見え、論語憲問篇・礼記檀弓篇に「肆ニ諸市朝ニ」という語が見える。肆とは罪人をさらすことである。論語の皇侃の疏においては、市に殺すのは殷の法であるとも云つてゐる。周礼秋官掌戮の職にも次の文がある。

凡殺レ人者、踏ニ諸市、肆ニ之三日、刑ニ盜于市。(周礼秋官)
常戮之職

市に於て執行するのは犯罪防止のため、衆人に見せしめて、刑罰の恐ろしさを感じしめるためである。踏は「たふす」意である。

結 語

以上は日本律令の一部分である刑罰に関する部分を考察して、中國の思想・中国の文化を如何に取り入れたかを見て來たのである。元

來律令は法律文書であるが故に、原則としては法家思想の影響を多分に受けねばならぬ筈である。然るに以上考察した如く、僅か律令の刑罰に関する一部分であつても、儒教の經書の影響を多分に受けていることが知られる。それは如何なるところに原因しているであろうか。

その直接の原因是、日本律令の藍本となつた唐の律令が多くの儒教的色彩を有していたこととなる。唐の律令と雖も、唐代においてこれを創作したものでなく、唐以前の律令に多くの影響を受けたのである。

律令全体を考察すれば、儒教的影響の大きいに驚くのである。その原因は如何なる点に存するのであるか。次の如き点に存するのではないかと考えられる。

一、儒教の道德思想・政治思想が普遍的妥当性を有し、道德と政治を一体と見ること。

二、中國に於ては代々の國家が儒教を以て政治・教育の根本方針としたこと。

三、律令の編纂者が常に儒者が多かつたこと。

この三原因が直接間接に儒教が影響を及ぼしたものと考えられる。この三点について解説を加えておく。

先づ第一の儒教の道德思想と政治思想について見て見ることとする。元來道德と政治とは全然孤立した別種のものでなく、相共通する部分を有するものである。國家が政治を行う規準は實に法律である。法律と道徳とは元來共通のものであり、國家が法律を施行することは道徳を実行することであつて、これが同時に政治である。特に儒教に於ては

道徳と政治はこれを一体と見、孔子は道徳を以て政治とし、政治を以て道徳とする思想を有していた。

或人謂_三孔子曰、子奚不為政。子曰、書云、孝乎惟孝、反_三于兄弟、施於有政。亦為政、奚其為為政。(論語)
為政)

これ道徳を行うことは即ち政治を行うことであることを、道破している。政を行うに徳を以てすることは、孔子の語として論語の各所に見える所であつて、為政篇中にも「為_レ政以_レ徳」「道_レ之以_レ徳」「齊_レ之以_レ礼」などの語がある。礼記には人道は政を以て大となすとして次の如く述べている。

孔子曰……人道。政為_レ大。哀公曰、何謂_レ政。孔子對曰、政者正也。君為_レ正則百姓從_レ政矣。君之所_レ為、百姓所_レ從也。君所_レ不_レ為何從。(禮記)
哀公問

政は即ち正であつて、正は即ち道徳である。これも政治は道徳であることを述べた至言であつて、論語の中にもこれに等しい孔子の言がある。儒教の目的は實に修己治人である。修己と治人を強いて分ければ修己は道徳的であつて、治人は政治的であるが、この二者は一体的関連的のものある。修己があつて治人があり、治人がありて修己が偉大な意義を有する。治人の先行か修己であり、修己の後行が治人であつて、一の連続的過程である。これを具体的に明確に示したのが大学の書の三綱領八条目である。「明徳」は修己であり「親民」は治人であり、八条目では格物・致知・誠意・正心・修身の五条が修己で、齊家・治国・平天下の三条が治人である。修己の理想は聖人であり君子

であり哲人であり、政治の理想は聖人の行う徳治主義・王道政治による治國平天下である。修己の理想たる聖人は最高善の実現者であり、最高の有徳者であり、円満完全なる人格的存在である。ここに儒教道德に普遍的妥当性が存在する所以がある。治人の理想的治政は、最高の有徳者である聖人の行う徳治主義・人道主義による天下泰平である。ここに儒教政治の普遍的妥当性が存する所以である。

第二の原因に於て、中国は各時代殆んど儒教を以て政治・教育の根本方針とし、官吏を養成するにも儒教を以てした、中国は易姓革命の國であつたから、秦の如き例外はあるが、漢の時代を始めとして、後世に至るまで儒教が採用せられ、大学に於ては儒教の經書が教科書に用いられた。特に漢民族にあらざる他民族が漢土を領有して国家を建設した時代に於てもなお儒教を以て政治・教育を実施したのである。このように各時代に於ても儒教が採用されたということは、要するに儒教に普遍妥当性が存し、如何なる時代にも適合したことを示すものである。

第三の原因を見るに、中国は各時代儒教を以て政治理想とした為に、官吏の養成所たる大学に於て、儒教的教育を行つた。従つて官吏には儒者或は儒教的教養の高い者が大部分を占めていた。従つて國家統治の法律を制定するに當つてはかかる儒教的人物が多かつたに相違ない。その著しい例としては馬融鄭玄の如き大儒学者が律令の改訂を行い、杜預の如き儒者が晋令を制定し、唐代に於ては長孫無忌が貞觀律令永徽律令の制定者である。殊に日本律令の藍本をなつた永徽律令の制定

主任が長孫無忌であることは注意すべきことである。無忌は儒教の大学者とは云い得ないとしても、當時五經正義編纂の委員筆頭に挙げられているのを見れば、儒学に対して相当な素養あるものと認められて、委員となつたものと思われる。律令は本質として法律であり、然も法家より出発したものであるが、故に、法家の色彩が強かるべきである。然るに実際は儒教的色彩が濃厚である。その原因は中国各時代儒教を尊重した為に、官吏が儒教的であつて、これらの官吏が律令制改訂に従事したためであろう。

日本律令はこのように儒教的傾向を濃厚に有する永徽律令を藍本としたために自然とその影響によつて儒教的となつたであろう。當時日本には儒教思想が伝来し、その研究が行われ、官吏の間にも儒教が行われていたであろう。その表現として著しいものは聖德太子の憲法である。憲法は法律であるが、その内容は大部分が儒教道德である。これららの影響により何の抵抗もなく儒教思想が律令中に採用せられたものであろう。

(本学教授・文博・漢学)